



雇児発0905第4号
平成26年9月5日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



子ども・子育て支援新制度に係る
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について（通知）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、並びに児童福祉法第45条第2項の規定に基づき、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成26年4月30日厚生労働省令第62号）が公布されたところである。

同省令の改正項目のうち、子ども・子育て支援新制度に関連する改正部分の概要については以下のとおりであるので、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」と併せて御了知の上、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 改正の要点及び趣旨

子ども・子育て支援新制度が施行されるに伴い、子ども・子育て関連3法のうち、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の改正により、児童福祉法も改正され、子ども・子育て支援新制度とともに施行されることとなったが、それに伴い、保育所についても、特定教育・保育施設として、施設運営についての重要事項に関する規程を定めておくことや、自己評価や第三者評価の規定の改正により、施設

の運営についての運営の透明性を高めるとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）が制定されたことに伴う所要の改正を行うこと。

第2 児童福祉施設内部の規程について（設備運営基準第13条）

保育所は、従前定めていた①入所する者の援助に関する事項、②その他施設の管理についての重要事項に代わり、特定教育・保育施設として、次の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めること。

なお、次の定めるべき事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとする。

1 施設の目的及び運営の方針

保育所としての目的及び運営の方針を記すこと

2 提供する保育の内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に基づき提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その園の提供する保育についても積極的に記すこと。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

園長、保育士、嘱託医及び調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。

4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

保育の提供を行う日時及び行わない日を明確に記すこと。

5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）」（平成26年内閣府令第39号）第13条の規定を踏まえ、適切に記すこと。

6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号、第2号に加え、3号のうち、乳児及びその他の幼児ごとに利用定員を記すこと。

7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

保育所の入退所や利用に当たっての留意事項を記すこと

8 緊急時等における対応方法

緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

9 非常災害対策

火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のために講じている対策について記すこと。

11 保育所の運営に関する重要事項

その他保育所の運営に関する重要事項について記すこと。

第3 業務の質の評価等（設備運営基準第36条の2関係）

特定教育・保育施設として、自らの行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと。

また、定期的に外部評価を受けた上で、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないこととされており、5年に1度程度の受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めること。

第4 その他所要の規定の整理（設備運営基準第33条、第36条の3及び附則第94条）

子ども・子育て支援法及び改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及びその下位法令が施行されることに伴う所要の整理を行うもの。

以上

(別紙)

◎「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年雇児発第0905第5号)新旧対照表

改正後	改正前
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年雇児発第0905第5号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて	「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年雇児発1225008号) 児童福祉施設最低基準の一部改正について
保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成26年4月30日厚生労働省令第62号)(以下「改正省令」という。)を公布したところである。 今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」(平成26年雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に記されているものほか、以下のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。 なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。	児童福祉施設の整備充実については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、今般、別紙のとおり児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年12月25日厚生労働省令第168号)が公布され、平成15年1月1日より施行されることとなったところである。 保育所の設置基準については、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(昭和43年雇児発第19号厚生省児童家庭局長通知)により行われているところであるが、今般の省令改正に伴い、同通知を廃止し、新たに下記のとおり定め、平成15年1月1日から適用することとしたので、御留意の上、関係方面への周知方御配慮願いたい。 なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。
第1 改正の要点及び趣旨 避難階段の基準の見直し 昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具	第1 改正の要点及び趣旨 1 保育所の整備に当たっては、昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を

記

記

備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成14年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を4階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして4階以上に保育室等を設置する事例が増加することとも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

第2 保育所の設備基準について（設備運営基準第32条第8項）

1 総則

具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしていて、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、保育所の設備基準を改正することとしたこと。

2 今回の改正は、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めるものであること。

第2 保育所の設備基準について（最低基準第32条第8号）

1 総則

(1) <u>保育室等を1階に設ける場合</u>については、従前と変わりのないこと。 (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、<u>設備運営基準第6条</u>に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。 また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、<u>設備運営基準第6条第1項</u>に基づく<u>最低基準の規定</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。 (3)・(4) 略	(1) <u>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室</u>（以下「<u>保育室等</u>」という。）を1階に設ける場合については、従前と変わりのないこと。 (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、<u>最低基準第6条</u>による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。 また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、<u>最低基準第6条第1項</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。 (3)・(4) 略
2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。 (1) 略 (2) ロについて (ア)～(エ) 略 (オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に<u>設備運営基準第6条</u>	2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。 (1) 略 (2) ロについて (ア)～(エ) 略 (オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に<u>最低基準第6条</u>に

に基づく<u>最低基準の規定</u>による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。 (カ) ～ (ク) 略 (3) 略	による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。 (カ) ～ (ク) 略 (3) 略
3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。 (1)・(2) 略 (3) ニについて (ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。 ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくともよいこと。この場合、<u>設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。 なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。 (イ) ～ (カ) 略 (4) ～ (7) 略	3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。 (1)・(2) 略 (3) ニについて (ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。 ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくともよいこと。この場合、<u>最低基準第6条第1項</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。 なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。 (イ) ～ (カ) 略 (4) ～ (7) 略
4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を	4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を

留意されたいこと。 (1) ロについて (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 また、避難用の階段として、屋外階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 (イ) (ア)の常用の屋内階段は、<u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。</u>	を留意されたいこと。 (1) ロについて (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 また、避難用の階段として、屋外階段を1以上設ける必要があること。 (イ) (ア)の階段は、<u>屋内階段の場合は建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同令同条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。</u>
(ウ) (ア)の避難用の屋内階段は、<u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。</u> ただし、<u>建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。</u>この場合、当該バルコニー又は付室は、<u>保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。</u>	

(エ) (ウ) の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、2の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ) (ウ) の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法をを用いるものであり、「その他有効に排煙することができると認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階段が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ) 屋外傾斜路については、3の(1)(ウ)と同様であるこ

と。

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

- 5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第32条第6号に基づき最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1)～(3) 略

6 略

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

- 5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、最低基準第32条第6号の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

(1)～(3) 略

6 略